平成２３年（再イ）第７号
兵庫県西宮市山口町名来２丁目２番12号
再生債務者　新上　久雄
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月２日まで
平成23年４月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第８０号
岡山市中区福泊137番地16
再生債務者　山下　亮一
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月２日まで
平成23年４月８日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第７４号
青森市金沢５丁目27番15号
再生債務者　田子　良治
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第９１号
熊本市川尻６丁目９番117号
再生債務者　中島　隆治
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再イ）第２８号
岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字室小路213―２　レオパレスウィルクレスト103
再生債務者　工藤　健児
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月９日まで
平成23年４月８日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第３８号
佐賀県佐賀市日の出１丁目11番２号
再生債務者　陣内　徳定
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成23年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成23年４月７日
佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３号
岐阜市中鶉６丁目130番地　ブラウレーヘン101号室
再生債務者　橋爪　光夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年６月５日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年４月８日　岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１号
長野県佐久市甲295番地12
再生債務者　佐藤　正枝
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月11日から平成23年５月25日まで
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
愛知県安城市東端町貝戸36番地１
再生債務者　亀山　康勝
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再ロ）第１号
青森県弘前市大字向外瀬４丁目13番地１
再生債務者　一戸　明子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月６日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月20日から平成23年６月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第２２号
大阪府豊中市服部西町１丁目９番１号
再生債務者　和田　清
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月６日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第８号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地43
再生債務者　成田　健
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月８日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第４号
山梨県北杜市武川町牧原793番地３
再生債務者　野本　信仁
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月７日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第１０１７６号
千葉県船橋市丸山２―15―１
再生債務者　山内　佳之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月22日まで
平成23年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 23 年３月 28 日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　細川　律夫

第32条第１項の表中「$\frac{4.71}{1,000}$」を「$\frac{4.66}{1,000}$」に、「$\frac{9.42}{1,000}$」を「$\frac{9.32}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「独立行政法人、」を削り、「$\frac{4.71}{1,000}$」を「$\frac{4.66}{1,000}$」に改める。

附　則
１　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
２　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。